

イタリア簿記の原型

— Pacioli, Luca 1494年 —

土 方 久

「複式簿記」については、1494年に Pacioli, Lucaによって出版される印刷本『算術・幾何・比および比例全書』（„*Summa de Arithmetica Geometria Proportioni et Proportionalita*“, Venezia.）¹⁾ が世界に現存する最初の印刷本。この印刷本の第I部、第9編の第11論説「計算と記録の詳説」（*Particularis de Computis et Scripturis*）に解説される。しかし、Paciolo²⁾ 自身によって発明されたわけでは決してない。Pacioloは表現する。「ベネツィアで使用される技法、これ以外の地方でも非常に推奨される、この技法こそを採用したい」³⁾ と。

すでに、複式簿記はイタリアの都市ないし地方の商人によって実践される。たとえば、今日に保存されるジェノアの「財務官の帳簿」、この1340年のみ記録される帳簿を論拠にする「ジェノア説」、また、今日に保存されるシャンパニュの「Rinieri Fini兄弟商会の帳簿」、この1296年から1305年まで記録される

1) 標題の原文は、*Summa*。ここでは、*Summa*と表現する。

2) Luca Pacioliについては、姓と名を表記する場合に、「パチョーリ家のルカ」というように、複数形のPacioliを使用して、姓のみを使用する場合には、単数のPacioloを使用する。参照、小島男佐夫著；『簿記史』、森山書店 1973年、序3頁。
参照、中野常男著；『会計理論生成史』、中央経済社 1992年、30頁。

3) Pacioli, Luca; *Summa de Arithmetica Geometria Proportioni et Proportionalita*, Venezia 1494, Cap. I (f. 199L).
Vgl., Penndorf, Balduin; *Luca Pacioli Abhandlung über die Buchhaltung 1494* Stuttgart 1933, S. 89.

参照、片岡義雄著；『パチョーリ「簿記論」の研究』、森山書店 1956年、47頁。

帳簿を論拠とする「トスカーナ地方説」、さらに、今日に保存されるミラノの「Del Maino銀行の帳簿」、この1394年から1400年まで記録される帳簿を論拠とする「ロンバルディーア説」として実証されるほどである⁴⁾。もちろん、ベネツィアが、当時、商業の興隆を誇ったイタリアの都市であってみれば、複式簿記はこのベネツィアの商人によっても実践されたにちがいない。したがって、Pacioloは、このベネツィア商人によっても実践される複式簿記をまとめ、世界に現存する最初の印刷本を出版したわけである。

これに対して、ドイツに現存する最初の印刷本は、Pacioloによって出版される印刷本に遅れること約4半世紀、1518年にGrammateus, Henricusによって出版される印刷本『新しい技術書』(„*Ayn new kunstlich Buech* …“, Erfurt.)。この印刷本の1編「商人の仕訳帳、商品帳および金銭帳による簿記」に解説にされる。これから約4半世紀の間、1531年には、Gottlieb, Johannによって、印刷本『ドイツの明解な簿記』(„*Ein Teutsche verstendig Buchhalten* …“, Nürnberg.)、1538年には、von Ellenbogen, Erhartによって、印刷本『プロシアの貨幣単位と重量単位に拠る簿記』(„*Buchhalten auff Preussische münz und gewicht* …“, Wittenberg.)、1546年には、これまた、Gottliebによって、印刷本『簿記、二様の精巧かつ明解な簿記』(„*Buchhalten, Zwey künstliche vnnnd verstendig Buchhalten* …“, Nürnberg.) が出版される。しかし、Pacioloによって出版される印刷本を原型とするイタリア簿記がドイツに移入されるのは、これに遅れること約4半世紀、1548年にSchweicker, Wolfgangによって出版される印刷本『複式簿記』(„*Zwifach Buchhalten* …“, Nürnberg.) が、それである。

事実、Penndorf, Balduinは表現する。「これまでの著作にイタリア人が影響を与えたにしても、わずかであるか、全く影響を与えてはいない。しかし、わずか数年後の1549年には、Pacioloの論文を完全に模範とする著作が出版される。Schweickerの著作『複式簿記』が、それである⁵⁾と。

そうであるとしたら、イタリア簿記が移入されるまでの約半世紀の間、複式

4) 参照、小島男佐夫著；『複式簿記発生史の研究』、森山書店 1961年、15頁以降。

5) Penndorf, Balduin; *Geschichte der Buchhaltung in Deutschland*, Leipzig 1913, S. 125.

簿記としては、「ドイツ固有の簿記」が存在していたことになる。それでは、どのように生立して、展開かつ発展されたかについて、したがって、複式簿記としては、どこがドイツ固有の簿記であるかについて解明しておかねばなるまい。さらに、このドイツ固有の簿記が今日の複式簿記に、どのような影響を与えたかについても、したがって、Pacioloによって出版される印刷本を原型とするイタリア簿記とは、どのように交渉したか、さらに、どのように融合したかについても解明しておかねばなるまい。

そのために、複式簿記としては、どこがイタリア簿記であるかについて、したがって、Pacioloによって出版された印刷本を原型とするイタリア簿記を解明しておかねばならない。もちろん、「ジェノア説」、「トスカーナ地方説」、「ロンバルディーア地方説」としても実証されるので、「ベネツィア説」として実証される、Pacioloによって出版された印刷本を「イタリア簿記の原型」とすることには、異論があるかもしれない。しかし、複式簿記としては、Pacioloによって出版された印刷本こそが世界の国々、たとえば、イタリアはもちろん、ネーデルラント、フランス、イギリス、ドイツに伝播したことから想像するに、これをイタリア簿記の原型として解明することに異論はあるまい⁶⁾。

そこで、複式簿記としては、どこがイタリア簿記であるかについて、1494年に Pacioloによって出版される印刷本『算術・幾何・比および比例全書』の第Ⅰ部、第9編の第11論説「計算と記録の詳説」を解明して、筆者なりの卑見を披瀝することにした。

6) 複式簿記としては、「ベネツィア説」こそが有力であることは以下の文章からも想像しうる。「簿記がヴェネツィア人の発明によるというのは、伝説である。事實は、トスカーナ地方のプラートの商人が考えだしたものであるらしい。だが、それを複式にしたのは、ヴェネツィア人であった。一見するだけで商いの全容がわかる複式簿記は、たちまち、ジェノヴァやフィレンツェをはじめとする西欧の商人たちに普及する。彼らの間では、複式簿記は『ヴェネツィアーナ』ヴェネツィア式、という通称で呼ばれた」と。塩野七生著；『海の都の物語—ヴェネツィア共和国の二千年』、中央公論社 1980年、201頁。ここに、「プラートの商人」とは、想像するに、14、15世紀にフィレンツェの近郊、プラートを本店に「Datini商会」を経営した商人 Francesco di Marco da Prato、別名 Franziskus Datiniではなからうか。

Vgl., Penndorf, Balduin; *Inventar, Bilanz und Bewertung in der italienischen Buchhaltung 14. Jahrhunderts*, in: *ZfhF.*, 24Jg. 1930, S. 489.

参照、小島男佐夫著；『会計史入門』、森山書店 1987年、29頁。

1. 帳簿記録

まずは、帳簿記録についてである。どの勘定に記録するか、いくらで記録するか、日々の取引事象を分解する「仕訳帳」(giornale)、さらに、それぞれの勘定に転記する「元帳」(quaderno)が作成される。Pacioloは表現する。「あるべき順序によって自己の『仕訳帳』を伴い、『元帳』を適切に備付けようとするなら、以下のことを精励して注意する。技法を適切に理解するために、取引を最初から開始する人を出現させて、すべての事象がそれなりの場所に容易に見出されるように、自己の勘定を備付けて記録するのを正規なものにしなければならない⁷⁾と。

もちろん、「取引を最初から開始する人を出現させて、すべての事象がそれなりの場所に容易に見出されるように」するには、まずは、企業の開始時に「財産目録」(inventario)が作成されねばならない。企業の開始時には、現金によって出資されるとはかぎらない。現物によって出資されることもある。債権が持込まれるだけでなく、債務が持込まれることもある。したがって、財産を管理するためには、企業の開始時に出資される現金、現物、債権、債務の記録される財産目録が作成されねばならないのである。仕訳帳に移記されて、元帳に転記されねばならないのである。図1を参照。



図1

7) Pacioli, Luca; *op cit*, Cap. 1 (f.199L). 二重括弧は筆者。

Vgl., Penndorf, Balduin; *Luca Pacioli Abhandlung über die Buchhaltung 1494* Stuttgart 1933, S. 89f.

参照, 片岡義雄著; 前掲書, 47頁。

しかし、財産目録には、企業の開始時に出資される現金、現物、債権、債務が記録されるだけである。金額が記録されることはない。企業の開始時の「開始資本」が計算、記録されることもない。「資本金」が記録されるのは「仕訳帳」においてである。財産目録に記録される、企業の開始時に出資される現金、現物、債権、債務が「仕訳帳」に移記されると、相手勘定として、資本金も記録されて、「元帳」に転記される。

まずは、財産目録について、Pacioloは表現する。「商人は、常時、動産および不動産として、この世に所有すると思われるものを1枚の紙片 (un foglio) または特別の帳簿に記録するようにして、まずは、自己の綿密な『財産目録』を作成しなければならない。しかも、現金、宝石、銀器などのように、高価にして失なわれ易いものから開始しなければならない。家屋、耕作地、干潟、養魚池、牧草地などのような不動産は、動産のように失なわれえないからである」⁸⁾と。

そこで、Pacioloが例示する「財産目録」を抜粋して原文と共に表示することにする。

「神の名において 1493年11月8日。ベネツィア。

以下に表示するのは、聖アポストロ街の誰それ、私自身の財産目録である。今日までに、この世に所有するすべての動産および不動産、債権および債務について、私が正規に自筆で文書にしたか、誰それに記録させる。

項目1. まずは、私は現金を保有する。何ducatoの金貨およびこれ以外の貨幣。この内、ベネツィア金貨を何ducatoとハンガリー金貨を何ducato。さらに、教皇領、シェナおよびフィレンツェのgulden金貨が何がしか。残りは、troni, marcelli, 国王領および教皇領のcarlini, フィレンツェのgrossi, ミラノのtestoniなどの貨幣である種々の銀貨と銅貨」⁹⁾。

8) Pacioli, Luca; *op cit*, Cap. 2 (f. 199R). 二重括弧は筆者。

Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S. 90.

参照, 片岡義雄著; 前掲書, 50頁。

なお、記録されるのは「高価にして失なわれ易いものから」であって、今日の「流動性配列法」によって記録されるのではない。

9) Pacioli, Luca; *op cit*, Cap. 3 (f. 199R).

Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S. 91/92.

参照, 片岡義雄著; 前掲書, 51/52/53頁。

Al nome de dio. 1493. a di. 8. nouembze in venggia.
 Uesto se quète si e lo iuèta: io de mi. **A**. da vine. de la còtrada de scò apostolo.
 El q̄le ordenatamète io de mia mano ho scripto: o òo fatto scriuere dal tale zc.
 De tutti li miei beni: **A**mobili: e **S**tabili: **D**ebiti: e **C**rediti che al mòdo mi ritro
 uo: fin q̄sto p̄sète giorno sopra ditto. p. p̄ta. In p. mi trouo de còtati fra oro
 e moneta: duç. tanti zc. di q̄li tati sòno dozo veniziani. E tati dozo ongari. E tati. fio. larghi
 fra papali: senefic: e fiorçtini zc. Lauaçio inoète dargèto e rame de piu forti: cioc. **T**roì. **A**dar
 celli. **C**arlini de re. E de papa. E grossi fiorçtini. **L**estoni milanefi zc.

項目2は宝石、項目3は衣服、項目4は銀器、項目5は敷布、項目6は寝具。

「項目7. 私は家屋または倉庫に種々の商品を保有する。何らかの銘柄、目方は何ポンドのメッカ産の生姜を何箱。商品は品質ごとに可能なかぎり記号を付けて、目方、数量、寸法を明細かつ明確に記録しなさい」⁹⁾。

7 **I**tè mi trouo de mercantie i casa ouer i magaçeni. zc. de piu forti. p. Colli tan
 ti de ççari. michini pelano. 8. ran. zc. Segnari del tal leg. zc. E così andarai narran. a for
 ta p. for. ditte mercantie cò tutti còtrafegni sia possibile. c. cò q̄tra. piu chiareçça si possa. de pe
 lo n. e misura zc.

項目8は国内産の生姜および胡椒、項目9は裏地用の毛皮、項目10は国外産の毛皮、項目11は不動産の家屋、項目12は耕作地、項目13は預金。

「項目14. 私は多くの債務者（借主）を保有する。ある債務者（借主）は誰それ、何ducatoを私に支払うべき誰それ、また、別の債務者（借主）は誰それ、何ducatoを私に支払うべき誰それである。このようにして、債務者（借主）の姓名、別名および住所、債務者（借主）に対する金額および理由を記録する。債務者（借主）との間に債務証書または公正証書があるかどうかも記録しなさい。全体としては、確実な債務者（借主）であるなら、良好な債権の何がしかを回収しなければならない。そうでなければ、不良な債権として記録しなさい」¹⁰⁾。

Item mi trouo debitori numero tanti zc. luno e s. tale del tale zc. che me deue dare duc
 ti tanti zc. Valero e el tale del tale zc. E così narrati a vno: a vno con boni contra legni: e co
 gnomi: e luogbi: e quanto te debano dare: e p. che. E così se ui son scripti de mà o in instrumē
 ti de no dari fra uoi fane mētone zc. In sūma deuo scotere ducati tati zc. de boni d. Se li
 rā persone da bene zc. altramēti dirai de tristi d. zc.

10) Pacioli, Luca; *op cit*, Cap. 3 (f. 200L). 括弧内は筆者。

Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S. 94.

参照、片岡義雄著；前掲書、55/56頁。

「項目15. 私自身は、全体としては、ある誰それ、何ducatoの債務、また、別の誰それには、何ducatoの債務を負っている。ここに、債権者（貸主）の1人1人を列挙して、契約書または証拠書類があるなら、証人、理由、日付、場所と共に申告しなさい。多くの場合に、法廷の内外で必要になりうるから」¹⁰⁾。

15. Item mi trouo offere debito i cur-
to ducati tanti ꝛc. tanti a tal. e tanti al tale ꝛc. Dominado li rei creditori a uno a vno. E
se uiso no chitare fra uof. o de scripti o de instrumenti nominarli. E chi. E commo. el di di
luogo per molti casi poterieno occorrere in iudicio e for. de iudicio ꝛc.

したがって、Pacioloが例示する財産目録は、項目の金額が記録されることもなく、「開始資本」が計算、記録されることもなく、以下の順序で表示される。図2を参照。

財産目録

-
- 項目1. 現金
 - 項目2. 宝石
 - 項目3. 衣服
 - 項目4. 銀器
 - 項目5. 敷布
 - 項目6. 寝具
 - 項目7. メッカ産の生姜
 - 項目8. 国内産の生姜および胡椒
 - 項目9. 裏地用の毛皮
 - 項目10. 国外産の毛皮
 - 項目11. 家屋
 - 項目12. 耕作地
 - 項目13. 預金
 - 項目14. 債務者（債権）
 - 項目15. 債権者（債務）

図2

さらに、企業の開始後に「日記帳」(memoriale) が作成されねばならない。企業の開始時に出資される現金、現物、債権、債務は、財産目録には記録され

るが、「日記帳」に記録されることはない。Pacioloが表現するように、「この帳簿に商人の財産目録も記録する慣習はあるが、多くの人の手に渡ったり、多くの人の目に触れたりするので、商人の動産および不動産を完全に記録するのは賢明でない」¹¹⁾からである。したがって、日記帳に記録されるのは、企業の開始後に生起する日々の取引事象である。日々の取引事象を文章でメモ書きするだけの日記帳が作成されねばならないのである。日記帳から「仕訳帳」に移記されると、「元帳」に転記される。図3を参照。



図3

そこで、日記帳について、Pacioloは表現する。『『日記帳』は、場合によっては、『控え帳』(vachetta) または『日計帳』(squartafoglio) と呼称されるが、商人が取引の大小にかかわらず、この取引がどのように、日々刻々と生起するかを記録する帳簿である。この帳簿には、商人はすべての商品の売買、これ以外の取引を詳細に記録する。誰と何を、どのように、どこでと詳細に、すべての契約および証拠と共に省略しないで記録する」¹¹⁾。本来、「この帳簿を備付けるのは、取引に多忙の状況にあるためでしかない。記録するのは主人であるが、番頭、店員、いずれも可能でないなら、記録しえてのことだが、婦女子でもある。大商人は、常時、番頭、店員を自分の傍らにおかないで、各地に派遣しているの、したがって、時々、大商人も、番頭、店員と共に外地にいるので、ある者をある定期市に、また、ある者を別の定期市に派遣しているので、恐らく、かろうじて記録しうる婦女子または他の使用人だけが居残るからである。しかし、顧客を帰さないためには、主人によって指図された用命に従

11) Pacioli, Luca; *op cit*, Cap. 6 (f. 200R). 二重括弧は筆者。

Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S. 97/98.

参照, 片岡義雄著; 前掲書, 63/64/65頁。

い、売上げて、集金、支払い、仕入れねばならない。その場合に、能力に応じて、この日記帳にすべての事象を記録しなければならない¹²⁾。したがって、「覚えておかねばならないのは、日記帳には、いかに小さい点といえども省略してはならないことである。取引に取交わされた言葉すら記録しなければならないことである。財産目録でも表現したように、商人にとっては、明瞭すぎることはないからである¹²⁾。もちろん、「主人が立ち戻ると、すべての取引に目を通して、必要であるなら、記録し直すのである。したがって、すべての事象を公証のために細心に備付けられる仕訳帳および元帳に直ちには順序よく記録することが容易ではないので、この帳簿、日記帳は、多くの取引を記録するのに必要である¹³⁾。したがって、「日記帳には、記録するのが誰であろうとも、事象がどのように生起するか、仔細を完全に説明して、簡潔に叙述する。熟練する記録者にあっては、4日後に、5日後に、はては8日後に、事象の多少にかかわらず、記録される日々の暦順的に日記帳の内容を仕訳帳に移記するかもしれない。相違するのは、仕訳帳には、日記帳ほどに長い文章で詳細に記録される必要はないことである¹³⁾」と。

ところで、不正を防止するために、「元帳」に、元帳の丁数、「元丁」が付されるように、「仕訳帳」にも、仕訳帳の丁数、「仕丁」、「日記帳」にも、日記帳の丁数、「日丁」が付されねばならない。Pacioloは表現する。「すべての帳簿には、商人が必要とする種々の配慮、保証の意味から『丁数』(carta)を付さねばならない。仕訳帳および日記帳に付される必要はないといわれるかもしれない。事象は、日々、順序よく整理されもするからである。事象を見出すには、これで十分であるからである。1日の取引が1丁を超えない場合には、そのとおりである。しかし、大商人は、1丁だけではなく、1日に2丁、3丁を使用するのである。この大商人が悪事を働こうとするなら、1丁を切り取って、こ

12) Pacioli, Luca; *op cit*, Cap. 8 (f. 201L).
Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S. 101.
参照, 片岡義雄著; 前掲書, 70頁。

13) Pacioli, Luca; *op cit*, Cap. 9 (f. 201R).
Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S. 102.
参照, 片岡義雄著; 前掲書, 72頁。

れを抜き取りうる。そうされると、この不正は日付の記録によっては気付かれず、発見されない。日付が連続することは疑いようもないが、それにもかかわらず、間違いが発生しているからである。このような配慮、これ以外の多くの理由から、すべての商業帳簿に、家庭および店舗にある帳簿にも、常時、すべての丁数を付しておくのが賢明である¹⁴⁾と。

したがって、企業の開始後には「日記帳」から「仕訳帳」に移記されねばならないが、まずは、企業の開始時には「財産目録」から「仕訳帳」に移記されねばならない。Pacioloは表現する。「通常の2番目の商業帳簿は『仕訳帳』と呼称される。日記帳と同様の標識、たとえば、十字架の標識を付して、日記帳と同様に丁数を付さなければならない。同様の理由から、仕訳帳の丁数の最初には、年号と日付を記録して、財産目録のすべての項目を順序に従い移記する」¹⁴⁾と。

そこで、「仕訳帳」について、Pacioloは表現する。「仕訳帳には、二様の符合 (termini) が使用される。一方に『借方』(Per), 他方に『貸方』(A), いずれも特殊な意味を持っている。この借方は、常時、1人または1人以上の債務者(借主) (debitore, uno o piu che se siano), この貸方は、常時、1人または1人以上の債権者(貸主) (creditore, o uno o piu che se siano) を意味している。この二つの符合を冠しないことには、仕訳帳に記録されることはない。したがって、元帳に転記されることもない。関係する項目の最初には、常時、『借方』が記録される。まずは、債務者(借主)を記録して、それから直ちに、債権者(貸主)を記録しなければならないからである。一方が他方から区別されるのは、//のような小さな引用符 (virgolette cosi. //) によってである」¹⁵⁾と。

したがって、仕訳帳では、「二重記録」のために、日々の取引事象が分解される。「債務者(借主)」と「債権者(貸主)」に分解して、仕訳帳に先行して記録される項目には、「借方」を意味する「前置詞」、後続して記録される項目

14) Pacioli, Luca; *op cit*, Cap. 10 (f. 201R). 二重括弧および括弧内は筆者。

Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S. 103.

参照, 片岡義雄著; 前掲書, 74頁。

15) Pacioli, Luca; *op cit*, Cap. 11 (f. 201R). 二重括弧および括弧内は筆者。

Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S. 103f.

参照, 片岡義雄著; 前掲書, 74頁。

には、「貸方」を意味する「前置詞」、この二つの符号を冠して、仕訳帳に移記されるのである。この前置詞を「借方」と「貸方」と表現するのは、日々の取引事象を「債務者（借主）」と「債権者（貸主）」に分解して、仕訳帳に移記されるからである。元帳に転記されると、帳簿の見開き左側の面には、接頭辞＋動詞（die dare）または冠詞前置詞＋名詞（del debito）を付して、「彼は支払うべし＝私に借りている」、したがって、「仕訳帳に先行して記録される項目」は「借主＝借方」と記録されるからである。転記される元帳、帳簿の見開きの左側の面は借方の面である。これに対して、帳簿の見開き右側の面には、接頭辞＋動詞（die havere）または冠詞前置詞＋名詞（del credito）を付して、「彼は持つべし＝私に貸している」、したがって、「仕訳帳に後続して記録される項目」は「貸主＝貸方」と記録されるからである。転記される元帳、帳簿の見開きの右側の面は貸方の面である。

しかも、前半に記録される項目と後半に記録される項目の間は、「複斜線」（//）によって区分して、日々の取引事象が分解される。しかし、実際に、Pacioloの例示する取引事例では、「コロソ」（:）によって区分して、日々の取引事象は分解される。

本来、複式簿記は「初めに債権および債務の記録ありき」から出発することに疑問の余地はない。債権の証拠書類として、「債務者（借主）」が記録されたはずである。債務の証拠書類として、「債権者（貸主）」が記録されたはずである。したがって、債権および債務を備忘するために、債務者A、Bに区別する債権、債権者C、Dに区別する債務が記録される「人名勘定」（personal account）が開設されたものである。

しかし、債権および債務を備忘するだけであるなら、仕訳帳の先行して記録される項目が「債務者（借主）」、後続して記録される項目が「債権者（貸主）」、したがって、転記される元帳、帳簿の見開きの左側の面は「借方」、右側の面は「貸方」、このように、帳簿の見開きの両面に記録されることもないはずである。帳簿の片面、左側の面から右側の面に暦順的に記録されたとしても、債権および債務は備忘しうるはずである。全額が返済されると、斜線またはクロス線を引くことによって、債権および債務は抹消されるはずである。

それでは、「債務者（借主）」と「債権者（貸主）」、したがって、「借主＝借方」と「貸主＝貸方」が帳簿の見開きの両面、左側の面と右側の面に記録されるのは、なぜであろうか。想像するに、債権および債務が部分的に返済されると、帳簿の片面から暦順的に記録されるのでは、まさに厄介である。最終的に返済されるまで、斜線またはクロス線は引かずに、抹消しないでおくか、抹消して、改めて「貸借残高」が記録されるしかない。したがって、帳簿の見開きの両面、左側の面と右側の面に記録されるならば、債権および債務が部分的に返済されても、対照記録されることによって、「貸借返済」はスムーズに記録されるばかりか、「貸借残高」もスムーズに計算されるはずである。

しかも、現金によって貸借されるだけではなく、商品売買によっても貸借されるとなると、「相互貸借」が生起する。もちろん、「貸借振替」も生起する。帳簿の見開きの両面、左側の面と右側の面に記録されるならば、債権および債務が相互に貸借されて、部分的に返済されても、対照記録されることによって、さらに、債権と債務、債務と債権が振替えられて、部分的に返済されても、これまた、対照記録されることによって、「相互貸借」、さらに、「貸借振替」はスムーズに記録されるばかりか、「貸借残高」もスムーズに計算されるはずである。

しかし、仕訳帳に先行して記録される項目が「債務者（借主）」、後続して記録される項目が「債権者（貸主）」、したがって、転記される元帳、帳簿の見開きの左側の面は「借方」、右側の面は「貸方」、このように記録されるのは、なぜかとなると、想像するのは容易ではない。あえて憶測するとしたら、1585年に製作された木版画、彫刻は Amman, Jost, 図案は Neudörfer, Johann によって製作された木版画『商業の寓話』(„*Allegorie des Handels*“) に組込まれる韻文に、「心臓が左の胸にあるように、金銭帳（元帳）が開設されると、債務者の（借主）の債務（したがって、債権）は確認されて、左手に記録される」¹⁶⁾と書込まれるように、どちらかといえば、「債権」が「債務」よりも重視されるからでは、とでも想像するしかない。

16) 参照、拙稿；「16世紀における複式簿記の風景」、『商学論集』（西南学院大学）、51巻1号 2004年6月、158頁。括弧内は筆者。

それでは、財産目録からは、どのように仕訳帳に移記されるであろうか。Pacioloは表現する。「神の名において、財産目録の最初の項目、保有する現金を仕訳帳に記録することから開始する。財産目録の項目を元帳および仕訳帳に記録しうるためには、一方に『現金』(cassa)、他方に『資本金』(cavedale)、この相違する表現を想像しなければならない。現金は、『金銭または財布の中味』(pecunia o vero borscia)と理解される。資本金は、現在に保有する『財産の総体および本体』(monte e corpo de faculta)と理解される。この資本金は、常時、商人の元帳および仕訳帳の最初に、債権者(貸主)として記録されねばならない。この現金は、常時、債務者(借主)として記録されねばならない。商人の企業にあっては、現金が債権者(貸主)になりうることは決してない。ただ債務者(借主)となりうるか、決済されうるかである。したがって、『元帳の均衡表』(bilancio del libro)に債権者(貸主)として出現するとしたら、元帳が間違っていることを意味する¹⁷⁾と。

そこで、Pacioloの例示する「仕訳帳」を抜粋して原文と共に表示することにする。

「仕訳帳における記録の様式としては、

1493年11月8日、ベネチア。

元丁

債務者(借主)	1	項目1. 借方 現金：貸方 私の資本金
債権者(貸主)	2	現金については、私は、現在、金庫に保管する。財産目録から明白になるような金貨および鑄貨、銀貨および種々の刻印を押された銅貨を保有する。金貨の何ducatato、鑄貨の何ducatato。ベネツィアの貨幣によると、1 ducatoは24grossi、1 grossiは32piccioliのLira金貨。

金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何piccioli¹⁸⁾。

17) Pacioli, Luca; *op cit*, Cap. 12 (f. 201R). 二重括弧および括弧内は筆者。

Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S. 104.

参照, 本田耕一訳; 『パチョリ簿記論』, 現代書館 1975年, 84/87頁。

なお, 「元帳の均衡表」については, 後述。

<p>Debitore Credito</p>	<p>1 2</p>	<p>Linea del dividere</p>	<p>Forma d' metter i giornale. MDCCCXXIII a vi. s. nouẽtoze i venegia. pñ^a per cassa de cõtanti. A caudal de mi tale zc. p cõtanti mi trouo i qlla al pñte. fra ozo e mo nere. arscio e ramo d' ouerfi cogni. cõe ape i lo foglio de lo iuctario posto i cassa. zc. i ruto duç. tãri dozo. E monere duç. tantival i ruto al modo nfo venetiano. a ozo. cioe a grossi. 2 4 per duç. e piccoli. 32. per grosso a 8. a ozo. 2^a. 8 6 5 6</p>
---	----------------	----------------------------------	---

「項目7. 借方 メッカ産の生姜：貸方 資本金

何箱。財産目録にあると同様に記録して、私の見積もりによると、何ducatoであるかを記録する。

金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何piccoli」¹⁸⁾。

Per çenzer mechini: Al duto. p colli tanti zc. narra cõmo i inuẽtario. si contene. montano e
vagliano a comune stima zc. duç. tanti zc. 8 6 5 6

しかも、仕訳帳に移記すると、Pacioloは表現する。「仕訳帳のすべての項目を記録すると、1つの項目づつ、摘要の欄から金額の欄まで1本の斜線を引いて、この1本の斜線によって抹消する。日記帳の項目についても、また同様である。日記帳から仕訳帳に移記したら、日記帳には、1つの項目づつ、/のような1本の斜線 (una sola riga a traverso cosi./) を引いて抹消する。そうすることによって、抹消された項目は仕訳帳に移記済であることを意味する。項目を1本の斜線によって抹消したくないのなら、項目の最初の余白または末尾にチェックマークを付すか、特別の印を付して、項目が仕訳帳に移記済みであることを明白にする」¹⁸⁾と。

したがって、日々の取引事象を「債務者 (借主)」と「債権者 (貸主)」に分解して、仕訳帳に先行して記録される項目には、「借方」を意味する「前置詞」、後続して記録される項目には、「貸方」を意味する「前置詞」、この二つの符号を冠して、仕訳帳に移記されると、元帳に転記される。Pacioloは表現する。「すべての項目を仕訳帳に整然と記録した後には、仕訳帳から移記して、3番目の帳簿、普通、仕訳帳の二倍の丁数を持つ元帳に転記する」¹⁹⁾と。

18) Pacioli, Luca; *op cit*, Cap. 12 (f. 202L).
 Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S. 104f/106.
 参照, 片岡義雄著; 前掲書, 78/80/81頁。

19) Pacioli, Luca; *op cit*, Cap. 13 (f. 202L).
 Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S. 107.
 参照, 片岡義雄著; 前掲書, 86頁。

そこで、「元帳」について、Pacioloは表現する。「仕訳帳に記録したすべての項目は、債務者（借主）を『借方』、債権者（貸主）を『貸方』と呼称するので、元帳には、常時、『二回、二面的に』（doi）、したがって、借方（彼は支払うべし＝私に借りている）の面（in dare）と貸方（彼は持つべし＝私に貸している）の面（in havere）に記録しなければならない²⁰⁾。したがって、「項目ごとに、債務者（借主）と債権者（貸主）について記録しなければならない。左側の面に債務者（借主）、右側の面には債権者（貸主）を記録するのである。債務者（借主）の項目には、これに対応する債権者（貸主）が見出される元帳の丁数が付される。また同様に、債権者（貸主）の項目には、これに対応する債務者（借主）が見出される元帳の丁数が付される。このように、元帳のすべての項目は、常時、相互に鎖交する。貸方の面でない項目を借方の面に記録してはならない。また同様に、借方の面でない項目を貸方の面に記録してはならない。双方の面に記録することによって、締切時には、『元帳から作成される均衡表』（bilancio che del libro）が発生する。借方の面と貸方の面は等しくあらねばならない。借方の面のすべての項目は、どれくらいあろうとも、1枚の紙片に合計して、また同様に、貸方の面のすべての項目も合計すると、双方の面の合計は均衡しなければならない。均衡しないなら、元帳には間違いがあることになる²⁰⁾と。

したがって、帳簿の見開きの両面の左右対照に、日々の取引事象の金額、同額が転記されるので、常時、帳簿の見開きの左側ないし借方の面に記録される合計と右側ないし貸方の面に記録される合計が一致するという「貸借平均原理」が保証されねばならない。「借方」を意味する「前置詞」を冠して、仕訳帳に先行して記録される項目は、転記される元帳、帳簿の見開きの左側の面の「借方」（彼は支払うべし＝私に借りている）に転記される。「貸方」を意味する「前置詞」を冠して、仕訳帳に後続して記録される項目は、帳簿の見開きの右

20) Pacioli, Luca; *op cit*, Cap. 14 (f. 202R). 二重括弧および括弧内は筆者。

Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S. 108/109.

参照, 片岡義雄著; 前掲書, 93/94/95頁。

「元帳から作成される均衡表」については、後述。

側の面の「貸方」（彼は持つべし＝私に貸している）に転記される。このように、帳簿の見開きの両面の左右対照に、日々の取引事象の金額、同額が記録して転記されるので、常時、帳簿の見開き左側ないし借方の面に記録される合計と右側ないし貸方の面に記録される合計が一致するという貸借平均原理が保証されようというものである。借方の面と貸方の面の合計が一致しないとしたら、まずは、帳簿記録に過誤があるものと判断しなければなるまい。

しかも、元帳に転記すると、Pacioloは表現する。「仕訳帳の項目については、元帳に二回、二面的に記録するように、仕訳帳から転記する項目については、転記すると、2本の斜線を引く。まずは、借方の面に転記すると、項目の冒頭に1本の斜線を引いて、この斜線は元帳の借方の面に転記済であることを意味する。項目を貸方の面に転記すると、同時に転記するにしても、その後にしても、帳簿に記録する者は、時々、そうするように、転記するのに、同丁に2回も3回も記録して、逐次、振返らないで済むように記録することを思うなら、したがって、貸方の面に転記するのに、転記するたびに抹消しなければならないことを思うなら、項目の片隅、右端に別の1本の斜線を引く。そうすることは、元帳の貸方に転記済であることを意味する。この斜線は、項目1. 現金、この項目の欄外に引いたように、一方は借方に対する転記済の斜線、他方は貸方に対する転記済の斜線である」²⁰⁾と。

ところで、仕訳帳と元帳を照合するために、Pacioloは表現する。「仕訳帳の最初の欄外には、二つの数字を上下に記録しなければならない。上の数字は、借方に関係する項目が元帳のどの丁数に転記されたか、下の数字は、貸方がどこに見出されるか、転記された元帳の丁数を明示する。現金という関係する項目から明白になるように、 $\frac{1}{2}$ と記録して、上下の中間に仕切線はない。慣習によっては、 $\frac{1}{2}$ と記録して、上下の中間に仕切線があることもある」²⁰⁾。しかし、「単位の端数とか、分子と分母の関係のように思わせないためには、仕切線がないほうがより好ましい」。いずれにしても、項目1について、「上の数字1は、現金が元帳の丁数1、借方に転記されたことを意味する。下の数字2は、資本金が元帳の丁数2、貸方に転記されたことを意味する」²⁰⁾と。

そこで、Pacioloが例示する「元帳」を抜粋して原文と共に表示することに

する。

「元帳には冒頭に年号をアルファベットの書体，したがって，MCCC-CLXXXIII (1493) の書体で記録する。元帳には，仕訳帳と同様，冒頭に日付を記録しないのが慣例である。元帳の1つの勘定は数日にも及ぶからである。したがって，冒頭に記録したにしても，日付の順序は遵守しえないからである。日付は勘定のなかに記録される」²¹⁾ ので，

項目 1. について，元帳では，仕訳帳から転記されて，現金勘定（丁数 1）の左側ないし借方の面に記録するのは，

「主イエス 1493年

現金は借方（現金は支払うべし＝私に借りている）。11月 8 日。相手 資本金。

現在，私が種々の金貨および鑄貨で保有する現金。元丁 2

金額は，何Lira 何soldo 何grossi 何piccoli」²¹⁾。

yhs. MCCC LXXXIII.
**Cassa de contanti die dare a di. 8. nouembꝛe. per caudal per contanti de piu forte fra oro e mo
nete me trouo hauere in quella in questo presente di in tutto ca. 2. 8. x^m. 6 g o p o**

資本金勘定（丁数 2）の右側ないし貸方の面に記録するのは，

「主イエス 1493年

資本金は貸方（資本金は持つべし＝私に貸している）。11月 8 日。相手 現金。

現在，私が種々の金貨および鑄貨で保有する現金。元丁 1

金額は，何Lira 何soldo 何grossi 何piccoli」²¹⁾。

yhs MCCC LXXXIII.
**Caudal de mi tale 7c. die hauere a di. 8. nouembꝛe. per cassa. per contanti me trouo in quel
la fin al di presente in orie monete de piu forte in tutto. car. 1. 8. x^m. 6 o g o p o**

しかも，現金を転記すると，Pacioloは表現する。「仕訳帳の借方に斜線を引いて抹消する」²¹⁾ のに対して，資本金を転記すると，「仕訳帳の貸方に他の別の斜線を引いて抹消する。仕訳帳の両者の項目の前の欄外には，債務者（借主）

21) Pacioli, Luca; *op cit*, Cap. 15 (f. 203L). 二重括弧および括弧内は筆者。

Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S. 110/111.

参照，片岡義雄著；前掲書，101/102/103頁。

と債権者（貸主）が見出される元帳の両者の丁数（元丁）、上に『債務者（借主）』の丁数（元丁1）、下に『債権者（貸主）』の丁数（元丁2）を記録する²¹⁾と。

項目7. について、元帳では、仕訳帳から転記されて、生姜勘定（丁数3）の左側ないし借方の面に記録するのは、

「メッカ産の生姜の散荷または箱詰は借方（生姜は支払うべし＝私に借りている）。11月8日。相手 資本金。

現在、私が自宅または倉庫に保有する何箱。目方は何ポンド。通常の価額で見積もると、単価は何ducato。元丁2

金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何picioli²²⁾」。

22) Pacioli, Luca; *op cit*, Cap. 16 (f. 203R). 括弧内は筆者。

Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S. 115.

参照, 片岡義雄著; 前掲書, 124/125頁。

ここに、「通常の価額」(comune corso stimo valere) とは、時価である。財産目録から仕訳帳に移記するのに、Pacioloは表現する。「このように最初に記録される項目については、財産目録に、そうしたように、すべての項目を精確に分類すると、通常の価額 (comune pagio) で記録しなさい。貧しい状況よりも儲かったように見積もりなさい。20の価額であるのに、24の価額があるとして、そのように記録して、利益が得られることで、豊かな状況にするように見積もることである」と。

Pacioli, Luca; *op cit*, Cap. 12 (f. 202L).

Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S.105.

参照, 片岡義雄著; 前掲書, 79頁。

しかし、あくまで「企業の開始時」の時価である。想像するに、この「通常の価額」で見積もるとしたら、企業の開始時の「資本力」が強化されるにすぎない。企業の決算時の「未実現利益」または「未実現損失」を計算しようとするのでは決してない。したがって、これに反論して、「それにしても、実務は『最低価』(Niedrigstwert) の実際の原則に従っている」と、Penndorfが表現するのは、「企業の決算時」の時価であって、的外れではなかろうか。

Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S. 105.

事実、Penndorf自身、表現することからも、その裏付けを得る。「営業年度の『締切時』の評価は取得原価であった。しかし、実際には、取得原価よりも以下でしか計算されなかったもので、その基礎になったのは『低価』(niedrigerer Preis) であった。したがって、最低価原則が現存していた」と。

Penndorf, Balduin; *Inventar, Bilanz und Bewertung in der italienischen Buchhaltung 14. Jahrhunderts*, in: *ZfhF.*, 24Jg. 1930, S. 491. 二重括弧は筆者。

**Benzeri me chini in monte o uero colli zc. vien dare a di. 8. nonembre per cauedal. per colli
ranti zc. pelano. §. tante zc. quali mi trouo bauere in casa. o uero magazen al presente qual
de comun cozostimo valere el cento zc. douc. ranti zc. £ per tutti monta douc. g. p. zc. val
carti. 2. § f g° p**

資本金勘定（丁数2）の右側ないし貸方の面に記録するのは、

「資本金は貸方（資本金は持つべし＝私に貸している）」は冒頭に記録されるので、これを省略して、

「同月同日。相手 メッカ産の生姜の散荷または箱詰。元丁3

金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何piccoli」²²⁾。

a di o detto. per benzeri mechini in monte o uero colli zc. car. 3. § f g° p.

しかも、生姜を転記すると、Pacioloは表現する。これまた、「仕訳帳の借方にある項目、左側の項目は抹消する」²²⁾のに対して、「資本金を転記すると、仕訳帳の貸方にある項目、右側の項目は抹消する。それから、債務者（借主）は元帳の丁数3に、債権者（貸主）は元帳の丁数2の資本金に転記するで、項目の前の欄外に、元帳の丁数（元丁）として、上に（丁数）3、下に（丁数）2を記録する」²²⁾と。

たとえば、項目1. について、元帳の摘要欄には、現金勘定の左側ないし借方の面に、相手勘定が記録されることによって、「現金の収入」が「資本金の発生」、したがって、資本の増加によって生じたこと、これに対して、資本金勘定の右側ないし貸方の面に、相手勘定が記録されることによって、「資本金の発生」、したがって、資本の増加が「現金の収入」によって生じたこと、したがって、元帳に転記される取引事象がどのような理由で生じたかが判読される。しかし、元帳の摘要欄には、相手勘定だけが記録されるのではない。現金勘定の左側ないし借方の面には、まずは、現金の収入である「現金」が記録される。「日付」を記録して区分されるが、「仕訳帳に後続して記録される項目」、したがって、相手勘定が記録されるには、「相手」(per)を意味する前置詞（「借方」を意味する前置詞(Per)ではない)を冠して²³⁾、資本の増加である「資本金」が記録される。これに対して、資本金勘定の右側ないし貸方の面

には、まずは、資本の増加である「資本金」が記録される。これまた、「日付」を記録して区分されるが、「仕訳帳に後続して記録される項目」、したがって、相手勘定が記録されるには、「相手」を意味する前置詞を冠して、現金の収入である「現金」が記録される。項目7. についても同様。元帳の摘要欄に、生姜勘定の左側ないし借方の面には、まずは、商品の仕入である「生姜」が記録される。「日付」を記録して区分されるが、「仕訳帳に後続して記録される項目」、したがって、相手勘定が記録されるには、「相手」を意味する前置詞を冠して、資本の増加である「資本金」が記録される。これに対して、資本金勘定の右側ないし貸方の面には、まずは、資本の増加である「資本金」が記録される。これまた、「日付」を記録して区分されるが、「仕訳帳に後続して記録される項目」、したがって、相手勘定が記録されるには、「相手」を意味する前置詞を冠して、商品の仕入である「生姜」が記録される。さらに、勘定と勘定を照合するために、元帳の摘要欄の片端、右端の欄に、その相手勘定が転記される元帳の丁数、「元丁」が記録される。図4を参照。

23) 参照、本田耕一訳；前掲書、101頁。

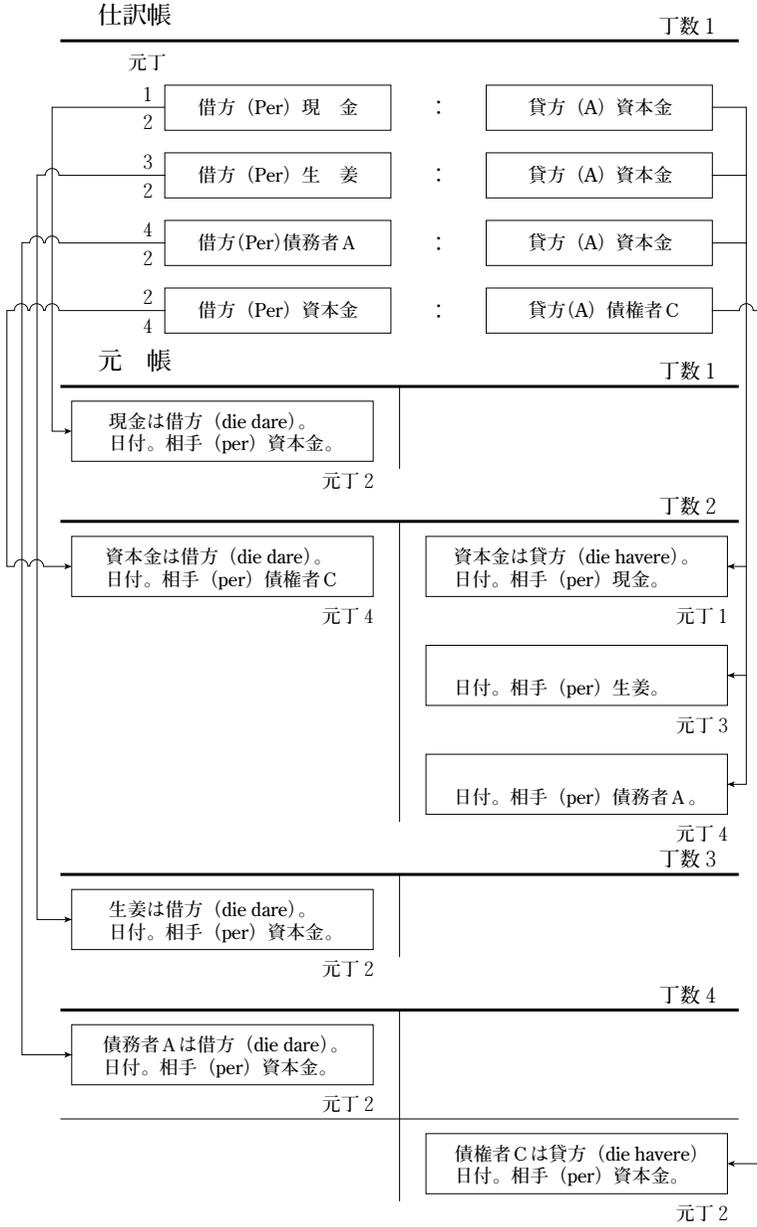


図 4

それでは、日記帳からは、どのように仕訳帳に移記されて、どのように元帳に転記されるであろうか。Pacioloが例示する取引事象、たとえば、(1)「取引所 (officio dela messetaria) を仲介する商品売買」、(2)「諸掛り経費」(spesi de mercantie) および (3)「預金」(diposito) の取引事象について、順次、表示することにする。

まずは、(1)「取引所を仲介する商品売買」の取引事象について、Pacioloは表現する。「仲立人 (sensale) を仲介して、ある商品を仕入れる場合には、全額の2、3または4パーセントだけは『取引所』を債権者 (貸主) にして、これに対して支払われると、この『商品』を債務者 (借主) にする。したがって、買い手は、現金で支払うか、これ以外の方法で支払うかにかかわらず、常時、それだけは売り手から留保しておかねばならない。取引所はこの見込まれる負担を受取る権利があるからである」²⁴⁾。たとえば、「商品には、法令によって、取引所に4パーセントの取引税 (paga) を支払わねばならない場合に、2パーセントは自己の負担で留保して、したがって、それだけ少なく支払い、取引所はこの負担を受取る権利がある。したがって、買い手は取引所にこの全額を支払う義務がある。全体的に、取引税を控除する場合には、帳簿では、『取引所』を債権者 (貸主) にする。これに対して、『商品』は債務者 (借主) にする。この取引所は売り手に関係するのではなく、買い手にのみ関係するからである。そうすることによって、取引税を支払った商品については、取引所の門前で通行手形を呈示さえすれば、海路、陸路のいずれであろうとも、買い手は、日々、持ち出しただけを運び出すことが許可されるからである。そのために、買い手は、どれくらい持ち出しうるか、常時、認識しておくために、取引所との勘定を適切に備付けなければならない。買い手は、新たに取引税を現金で払込まないかぎりでは、仕入れるだけの商品を取り出してはならないからである」²⁴⁾と。

そこで、取引所の仲介で仕入れる商品に現金を支払う取引事象について、

24) Pacioli, Luca; *op cit*, Cap. 18 (f. 204L). 二重括弧および括弧内は筆者。

Vgl., Penndorf, Balduin; *Luca Pacioli Abhandlung über die Buchhaltung 1494* Stuttgart 1933, S. 117/118/118f.

参照、片岡義雄著；前掲書、143/144/145頁。

「パレルモ産の砂糖は借方（砂糖は支払うべし＝私に借りている）。何月何日。
相手 現金。

メッシーナのZuan Antonioに、何塊、正味は何ポンド、単価は何ducatò、合計は何ducatòから取引税の自己の負担を控除して、残金を支払う。元丁1
金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何piccoli」²⁵⁾。

**3ucart de palermo. diē darc. adi tale. p. cassa contati a f. quan dantonio de mefina. per panni
numero tanti defano netti. % tante per duc. tanti el cento. montano netti in tutto a carti 1^a.
§ f g p**

現金勘定（丁数1）の右側ないし貸方の面に記録するのは、Pacioloは例示しないが、「現金は貸方（現金は持つべし＝私に貸している）。何月何日。相手 パレルモ産の砂糖。元丁4

金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何piccoli」と記録されるはずである。

ところで、取引税について、Pacioloは表現する。「取引税の自己の負担については、『取引所』を債権者（貸主）にする」²⁵⁾。しかも、「売り手に支払う金額から留保しておく金額の2倍、すなわち、自己の負担と売り手の負担の金額だけは『取引所』を債権者（貸主）にする」²⁵⁾。これに対して、「砂糖については、『取引所』を債権者（貸主）にして、『商品』を債務者（借主）にする」²⁵⁾と。

仕訳帳に、自己の負担と売り手の負担の取引税について移記すると、
「借方パレルモ産の砂糖：貸方 取引所。
金額については、自己の負担の何パーセントと売り手の負担の何パーセント、合計は何ducatò。

金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何piccoli」²⁵⁾。

**per li ditti a l'officio dela m. per lamontar soua ditto. cioè de duc. rāri 70 a rāfō de rāri p. c.
p. lamia parte e qlla del debitoze i tutto monta duc. g. p. tanti val. § f g p**

元帳では、仕訳帳から転記されて、砂糖勘定（丁数4）の左側ないし借方の面に記録するのは、Pacioloは例示しないが、

「パレルモ産の砂糖は借方（砂糖は支払うべし＝私に借りている）。相手 取引所。
元丁は何丁

金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何piccoli」と記録されるはずである。

取引所勘定（丁数5）の貸方の面に記録するのは、

「取引所は貸方（取引所は持つべし＝私に貸している）。何月何日。相手 パレルモ産の砂糖。元丁4

メッシーナのZuan Antonioから仕入れる。何塊、単価は何ducatato。仲立人はZuann de Gaiardi。

金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何piccoli」²⁵⁾。

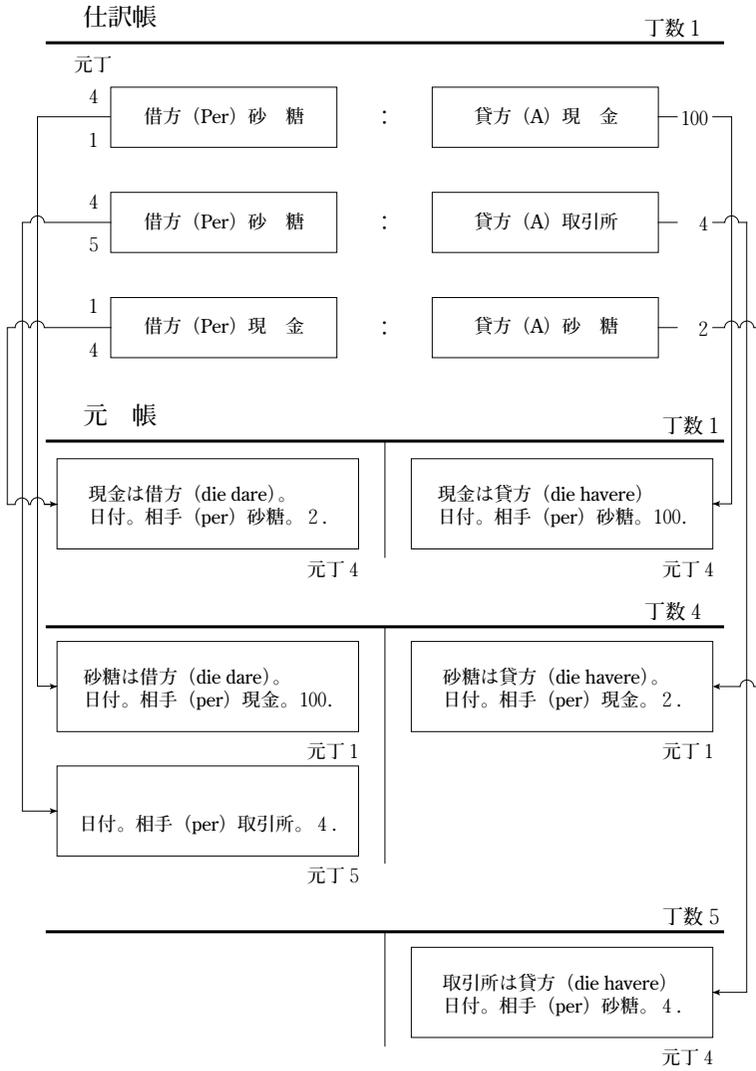
ffō. dela m̄. diebauer. a di tal p̄ çuari de palermo cōpratoa f̄ çuan danto? de mc̄ina pla montare de duc. r̄ari. a r̄ati p̄ c̄. sc̄nar f̄ çuan de gaiardi mont. R. 72 § f̄ ḡ p̄

しかし、これでは、取引税は自己の負担ばかりか、売り手の負担までもが、砂糖に加算されてしまう。したがって、売り手の負担だけは控除しなければならない。しかし、Paciolo自身、全く解説してはいない。

そこで、想像するに、砂糖に加算されてしまう、売り手の負担の取引税を控除するために、砂糖から「売り手」に振替えられねばならない。したがって、取引所の仲介で仕入れる商品に現金を支払う取引事象では、売り手の負担の取引税を売り手に支払う現金から天引きすることにして、仕訳帳に移記すると、「借方 現金：貸方 パレルモ産の砂糖」と記録されるしかない²⁶⁾。

もちろん、自己の負担の取引税だけは、砂糖を仕入れる最初に、この砂糖に加算して、売り手の負担の取引税だけは、現金を支払う最初に、この現金から天引きして記録されるべきであるのかもしれない。しかし、「複合取引」として記録されることがなくて、「単純取引」としてのみ記録されるとしたら、このように記録されるしかない。図5を参照。

26) 参照，岸悦三著；『会計前史—パチョーリ簿記論の解明—』，同文館 1983年，33頁以降。



*取引所勘定の丁数は5と仮定。

*砂糖の原価は100と仮定。

*取引税は原価の4%、したがって、4。売り手の負担は2%と仮定。

*取引税、売り手の負担の2は、売り手に支払う現金から天引きと仮定。

図 5

ところが、仕入れる商品に対して、現金を支払い、残りは掛けとする取引事象についても、複合取引として記録されることがなく、単純取引として記録される。まずは、掛けで仕入れたかのように記録されて、さらに、支払った現金で返済されたかのように記録されるのである。Pacioloは表現する。「まずは、全額、『売り手』を債権者（貸主）にして、それから、彼が受取った金額だけを債務者（借主）にする」²⁵⁾。それから、「現金を支払うと、『売り手』を債務者（借主）にして、『現金』を債権者（貸主）にする」²⁵⁾と。

そこで、取引所の仲介で仕入れる商品に現金を支払い、残りは掛けとする取引事象について、Pacioloが例示する「日記帳」、「仕訳帳」および「元帳」を原文と共に表示することにする。

日記帳に記録するのは、

「何日。現金と掛けで、本日、メッシーナのZuan Antonioからパレルモ産の砂糖、何塊を仕入れる。正味の目方は何ポンド。単価は何ducatò, 合計は何ducatò。その内、取引税の自己の負担は何パーセント、何ducatòを控除する。何ducatòは現金を支払い、残額は来る8月末に支払うこととする。仲立人はZuann de Gaiardi。金額は、何ducatò 何grossi 何piccioli」²⁵⁾。

Jo o comprato a di detto. Da f. Zuan Antonio. Damefina. Cucari de Palermo pani n°. tanti. pelano netri. & tante. per duć. tanti el c°. montano duć. tanti. abarto per sua parte de m. a rasò de tanti per c°. duć. tanti zc. de quali al presente. li no contati duć. tanti p parte e del resto mi fa tpo fin tutto agosto pri°. che uien zc. senfar f. Zuan de Gaiardi v. al. duć. & p

仕訳帳に、まずは、掛けで仕入れたかのように移記するのは、

「主イエス 1493年何月何日

「借方 パルレモ産の砂糖：貸方 メッシーナのZuan Antonio。

何塊、正味の目方は何ポンド、単価は何ducatò, 合計は何ducatò。取引税の自己の負担は何パーセント、何ducatòは控除する。私が支払わねばならないのは何ducatò。残額は来る8月末までに支払う。仲立人はZuann de Gaiardi。金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何piccioli」²⁵⁾。

y^{ss}. 1493. a di tanti del tal mese 7c.
Per cucari palermi: A f^o quan dantonio de mesina per pani numero tanti pesano netti in tutto 8. tante a du. tanti el c^o. montano du. tanti 7c. abatto per la sua pte de messetaria a ra son de tanti per c^o. du. tanti 7c. resta netto du. tanti 7c. de quali al presente li ne debo contar tanti 7c. E del resto. mi fa termine fin tutto agosto proximo che vien. senfaro ser quan de gaiardi. val.
 § f g p

元帳では、仕訳帳から転記されて、砂糖勘定（丁数4）の左側ないし借方の面に記録するのは、

「パルレモ産の砂糖は借方（砂糖は支払うべし＝私に借りている）。11月何日。相手 メッシーナのZuan Antonio。

何塊、正味の目方は何ポンド、単価は何ducatato。取引税の自己の負担は何パーセント、何ducatatoは控除する。元丁4

金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何picioli」²⁵⁾。

Zucari de palermo. dien dare a di tal dinouembre . per f^o quan dantonio damefina. per pani n^o. tanti pesano netti 8. tante 7c. p. du. tanti el c^o. montano netti de m. 4. § f g p

債権者Z勘定（丁数4）の右側ないし貸方の面に記録するのは、

「メッシーナのZuan Antonioは貸方（債権者Zは持つべし＝私に貸している）。11月何日。相手 パルレモ産の砂糖。

何塊、正味の目方は何ポンド、単価は何ducatato。取引税の自己の負担は何パーセント、何ducatatoを控除する。一部分は現金を支払い、残りは来る8月末までに支払う。仲立人はZuann de Gaiardi。元丁4

金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何picioli」²⁵⁾。

Ser quan dantonio demefina die hauere a di tanti de nouembre. per cucari de palermo. pani n^o. tanti pesano netti 8. tante per du. tanti el c^o. montano. netti de m. du. tanti. de quali al presente li ne debo dar contanti du. tanti 7c. de lauanso. mi fa tpo per tutto agosto. prio fu turo. senfaro f^o quan de gaiardi. val
 4. § f g p

仕訳帳に、さらに、現金で返済されたかのように移記するのは、

「借方 メッシーナのZuan Antonio：貸方 現金。

自筆の受領証書から明確になるように、売買の条件に従い、この砂糖の代金の一部分、何ducatatoを支払う。

金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何piccoli」²⁵⁾。

Per f. quan d'Antonio de misina: Zi cassa cōrati alui p. pie p. eli soua diti cūcari fo la forma d'el mercato. duc. tanti zc. ape del receuere scritto de sua mano val. 8 6 5 0

元帳では、仕訳帳から転記されて、債権者Z勘定（丁数4）の左側ないし借方の面に記録するのは、

「メッシーナのZuan Antonioは借方（債権者Zは支払うべし＝私に借りている）。11月何日。相手 現金。契約に従い、仕入れた砂糖に対して、詳細は日記帳から明白になるように、何ducatuを現金で支払う。元丁1

金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何piccoli」²⁵⁾。

Per quan al incontro. die dare a di. tale zc. p. cassa. cōrati alui p. pie de cūcari. bebi dalui fo nri parti duc. tanti zc. ape p. suo scritto de man in libretto. val. 8 6 5 0

現金勘定（丁数1）の右側ない貸方の面に記録するのは、Pacioloは例示しないが、

「現金は貸方（現金は持つべし＝私に貸している）。11月何日。相手 メッシーナのZuan Antonio。元丁4

金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何piccoli」と記録されるにちがいない。

ところで、取引税については、取引所の仲介で仕入れる商品に現金を支払う取引事象におけると同様。自己の負担と売り手の負担の取引税については、仕訳帳に移記すると、Pacioloは例示しないが、

「借方 パレルモ産の砂糖：貸方 取引所」と記録されるはずである。

しかし、取引所の仲介で仕入れる商品に現金を支払い、残りは掛けとする取引事象であるので、想像するに、砂糖に加算されてしまう、売り手の負担の取引税を控除するためには、砂糖から「売り手」に振替えられねばならない。したがって、売り手の負担の取引税は売り手に支払う債務から天引きすることにして、仕訳帳に移記すると、これまた、Pacioloは例示しないが、

「借方 メッシーナのZuan Antonio：貸方 パレルモ産の砂糖」と記録されるしかない²⁶⁾。図6参照。

仕訳帳		丁数 1
元丁		
$\frac{4}{4}$	借方 (Per) 砂糖	貸方 (A) 債権者 Z 100
$\frac{4}{1}$	借方 (Per) 債権者 Z	貸方 (A) 現金 50
$\frac{4}{5}$	借方 (Per) 砂糖	貸方 (A) 取引所 4
$\frac{4}{4}$	借方 (Per) 債権者 Z	貸方 (A) 砂糖 2
元帳		丁数 1
		現金は貸方 (die havere)。 日付。相手 (per) 債権者 Z。50。 元丁 4 丁数 4
砂糖は借方 (die dare)。 日付。相手 (per) 債権者 Z。100。 元丁 4	砂糖は貸方 (die havere)。 日付。相手 (per) 債権者 Z。2。 元丁 4	
日付。相手 (per) 取引所。4。 元丁 5		
債権者 Z は借方 (die dare)。 日付。相手 (per) 現金。50。 元丁 1	債権者 Z は貸方 (die havere)。 日付。相手 (per) 砂糖。100。 元丁 4	
日付。相手 (per) 砂糖。2。 元丁 4		丁数 5
		取引所は貸方 (die havere)。 日付。相手 (per) 砂糖。4。 元丁 4

- * 支払う現金は50と仮定。
- * 取引所勘定の丁数は5と仮定。
- * 砂糖の原価は100と仮定。
- * 取引税は原価の4%、したがって、4。売り手の負担は2%と仮定。
- * 取引税、売り手の負担の2は、売り手に支払う債務から天引きと仮定。

図 6

さらに、(2)「諸掛り経費」の取引事象について、Pacioloは表現する。「諸掛り経費勘定が開設されるのは、数日後に、配達人、計量人、荷造人、船頭および荷担人のある人には1 soldo、別の人には2 soldoを支払わねばならない場合のように、売買する商品の勘定に少額の諸掛り経費を直ちに記録するとはかぎらないからである」²⁷⁾。しかも、「これ以外に、同じ場所での多種の商品の荷揚げとか荷下しに、荷担人、配達人、船頭および荷造人を雇入れることもあるように、一つの場所で多様の仕事に使用しなければならない場合がある。一度にまとめて支払うとしたら、個々の商品に対して、個々の諸掛り経費は算定されえない。したがって、常時、借方の面に記録される諸掛り経費勘定が開設される。ここには、これ以外の諸掛り経費も記録される。店舗の使用人および徒弟の給料もこの勘定に記録される。どれくらい給料を支払うかを認識するために、給料については、さらに、特別の勘定を開設することもある。諸掛り経費勘定は、いかなる場合にも、債権者(貸主)であることはない。債権者(貸主)になるとしたら、帳簿記録には間違いがある」²⁷⁾と。

本来、諸掛り経費は、商品に加算して、商品勘定の左側ないし借方の面に記録されるか、X商品、Y商品に按分して、X商品、Y商品に区別する商品勘定の左側ないし借方の面に記録されたものである²⁸⁾。直接に損益勘定の左側ないし借方の面に記録されたものでもある²⁸⁾。しかし、少額の諸掛り経費が、いちいち商品勘定の左側ないし借方の面に記録されるのでは煩雑である。しかも、X商品、Y商品に区別する商品勘定の左側ないし借方の面に按分して記録されるとなると、なおさら煩雑である。そのために、諸掛り経費勘定が開設されるというのである。直接に損益勘定の左側ないし借方の面に記録されないのは、家事費について、Pacioloが表現するように、「年末または、その時々、どれくらい費消されているかを認識し易いように、特別の勘定を開設するのが通例である」²⁷⁾からである。

27) Pacioli, Luca; *op cit*, Cap. 22 (f. 205R). 括弧内は筆者。

Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S. 126/127.

参照, 片岡義雄著; 前掲書, 179/180/181頁。

28) 参照, 拙稿; 「ドイツ固有の簿記の発展」, 『商学論集』(西南学院大学), 2002年6月, 18/19頁。

そこで、諸掛り経費に現金を支払う取引事象について、Pacioloが例示する「日記帳」、**「仕訳帳」**および**「元帳」**を原文と共に表示することにする。

日記帳に記録するのは、
「本日、多種の商品の荷揚げとか荷下しに、荷担人、船頭、荷造人および計量人に合計、何ducatoを支払う。(金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何picioli)」²⁷⁾。

In questo di babian pagato abastati barcaroli ligadori, pefadori zc. d. b. carcaro e scarcaro zc. le tali e rali cose zc. duc. ranti zc.

仕訳帳に移記するのは、
「借方 諸掛り経費：貸方 現金。
 多種の商品を運送する船頭、荷担人、縄代、荷造人に合計、何ducatoを支払う。
 金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何picioli」²⁹⁾。

Per spese de mercãrie: A cassa contati per barbe e bastagi corde e ligatori de le ral cose in tutto duc. ranti zc. val 8. f. g. p.

元帳では、仕訳帳から転記されて、諸掛り経費勘定の左側ないし借方の面に記録するのは、

「諸掛り経費は借方。何月何日。相手 現金。(元丁1)
 金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何picioli」²⁹⁾。

Spesi ô mercãria di dare ad i ranti p. cassa zc. val 8. f. g. p.

現金勘定の右側ないし貸方の面に記録するのは、Pacioloは例示しないが、
「現金は貸方。何月何日。相手 諸掛り経費。元丁は何丁
 金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何picioli」と記録されるはずである。図7を参照。

29) Pacioli, Luca; *op cit*, Cap. 22 (f. 206L). 括弧内は筆者。

Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S.127/128.

参照, 片岡義雄著; 前掲書, 181/182頁。



*諸掛り経費勘定の丁数は5と仮定。

図 7

したがって、「年末または、その時々、どれくらい費消されているかを認識し易いように」するには、直接に損益勘定の左側ないし借方の面に記録されない。「特別の勘定を開設するのが通例である」のである。そのために、家事費勘定、さらに、臨時費勘定も開設される。

まずは、「家事費」(spesi de casa) の取引事象について、Pacioloは表現する。「経常の家事費について勘定を開設しないわけにはいかない」²⁹⁾ので、「商業に生起しえないものは除いて、経常の家事費についてのみ教示する。諸掛り経費勘定について表現されたように、家事費勘定を開設する」²⁹⁾。たとえば、「穀類、葡萄酒、木材に対して、多額の出費をする場合には、日々、帳簿に記録する。これについては、年末または、その時々、どれくらい費消されているかを認識し易いように、特別の勘定を開設するのが通例である」²⁹⁾。これに対して、「少額の出費については、傍らの小袋のなかに、一度に1 ducatoか2 ducatoを入れておいて、そこから、この少額の出費は支払う。都度、記録する

ことは不可能であるからである」²⁹⁾と。

そこで、少額の出費として、家事費を現金で支払う取引事象について、Pacioloが例示する「仕訳帳」を原文と共に表示することにする。

仕訳帳に移記すると、

「借方 家事費：貸方 現金。

少額の出費のために、何ducatoを小袋に入れる。

金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何picioli」²⁹⁾。

**Per speli di casa. Ricassa q̄li traffi per spendere amenuto in vno facter
tooučtantřzč.val.g. fl. g^o p.**

さらに、「臨時費」(spesi straordinarie)の取引事象について、Pacioloは表現する。「この家事費のところでも臨時費を計算しうる」²⁹⁾が、「臨時費がどれくらいか、年末に明確に認識するために、特別に計算するのが通例である」²⁹⁾。しかし、「そうしたいのなら、この家事費に少額の臨時費も計算しうる。たとえば、弓、クロスボウを射たり、これ以外の遊技に興ずるように、娯楽のために、あるいは、損害のために、貨幣を支出する場合である。あるいは、略奪されるとか、海難、火災に遭うように、商品または貨幣を失う場合である。そうしたいのなら、同様に、特別にも計算しうる。臨時費がどれくらいか、年度末に明確に認識しうるために、そうすることは多い。この臨時費には、誰もが何らかの理由で提供する寄付および贈答も加算される」²⁹⁾と。

もちろん、損失(費用)ばかりか、利益(収益)についても同様。損失(費用)および利益(収益)について、Pacioloは表現する。「商品の諸掛り経費、経常の家事費、臨時の家事費、取得と出費(entrata e uscita)、利益と損失(pro e danno)、増益と損傷(avanzi e desavanzi)、実利と損失(utile e danno)とか、利得と損害(quadagno e perdita)とも呼称されるが、そのための勘定は開設しなければならない」²⁷⁾のである。

最後に、(3)「預金」の取引事象について、Pacioloは表現する。「より大きな安全を得るために、現金を預入れて」、**「預金という手段によって日々の支払いをするために、通常、銀行(bancho)と取引をしうる」**³⁰⁾。なぜなら、「銀行

30) Pacioli, Luca; *op cit*, Cap.24 (f.206R). 括弧内は筆者。

Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S.130/131/132.

参照, 片岡義雄著; 前掲書, 194/196/197頁。

から振出される為替は、公正証書のように、銀行によって保証されるからである。したがって、自己のために、現金を預入れる場合には、銀行家 (patrono del bancho) または共営者 (compagni del bancho) の名前を書込んで、銀行を債務者 (借主) にして、現金は債権者 (貸主) にする³⁰⁾。これに対して、「銀行から現金を引下ろす場合には」、「これとは反対に記録する」³⁰⁾と。

そこで、銀行に現金を預入れる取引事象、銀行から現金を引下ろす取引事象について、Pacioloが例示する「仕訳帳」を原文と共に表示することにする。

仕訳帳に、Lipamani銀行に現金を預入れて記録するのは、

「借方 Lipamani銀行：貸方 現金

本日、現金について、私自身または私の依頼人から私の勘定に預入れる。貨幣は金貨、これ以外の貨幣、合計は何ducato。

金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何piccioli」³⁰⁾。図8を参照。

Per bancho de li pama-

ni: A cassa per contanti li mihi cò tali. io o altri che per me fosse in questo di de mio conto fra
oro e moneta zc. i tutto ducati zc. Tal. §. f. g. p.

仕訳帳に、Lipamami銀行から現金を引下ろして記録するのは、

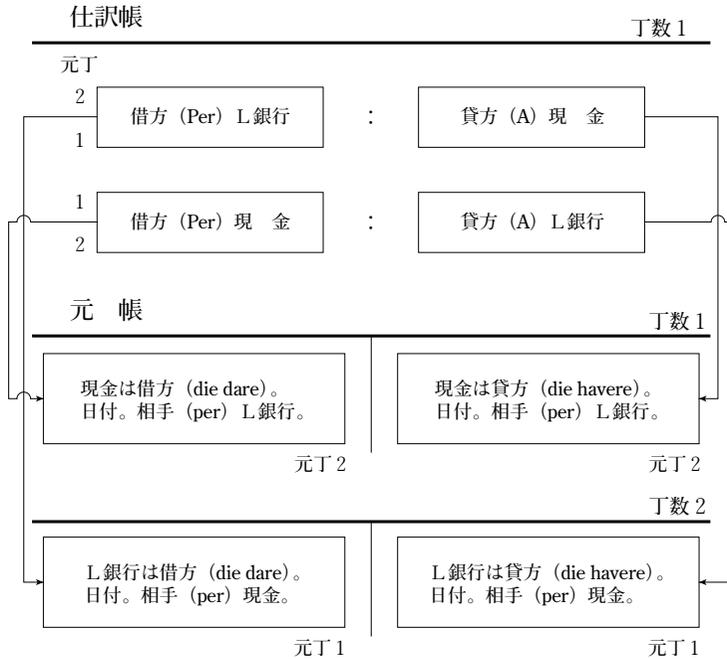
「借方 現金：貸方 銀行またはGirolimo Lipamani

何日または本日、現金について、必要によって銀行から引下ろす。合計は何ducato。

金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何piccioli」³⁰⁾。図8を参照。

Per cassa al bancho o uer mi

ser girolimo li pamani p contanti i tal di. o i qsto di ne trassi a mio bisogno zc. i tutto. ouc.
tati zc. tal. §. f. g. p.



*L銀行勘定の丁数は2と假定。

図 8

もちろん、銀行に現金を預入れるとしたら、「貸借振替」もありうる。Pacioloは表現する。「別のの人に支払うように銀行に指図する場合には、この別の人を債務者（借主）にして、この金額だけは、銀行または銀行家を債権者（貸主）にする」³⁰⁾。たとえば、「Martinに支払うように指図する」³⁰⁾取引事象について、Pacioloが例示する「仕訳帳」を原文と共に表示することにする。

仕訳帳に、このように指図して記録すると、
 「借方 Martin : 貸方 銀行
 本日、何ducatoを内払いまたは債権として、彼に支払うように、銀行に指図する。
 金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何piccoli」³⁰⁾。図9を参照。

**Per marr° del ta
le. El d'ito ur supra per duć. rari zc. li scrissi p pre o presto o abō cōto o p ipresto zc. i q̄sto
di. ual. s. f. g. p.**

さらに、「債権者（貸主）が現金を引下ろさずに、別の人に支払うように指図する」³⁰⁾取引事象についても、Pacioloが例示する「仕訳帳」を原文と共に表示することにする。

仕訳帳に、このように指図して記録すると、
「借方 債権者（貸主）である誰それ：貸方 彼が貨幣を支払うように指図する誰それ

このように、ある債権者（貸主）から別の債権者（貸主）に振替える。

（金額は、何Lira 何soldo 何grossi 何piccioli）」³¹⁾。図9を参照。

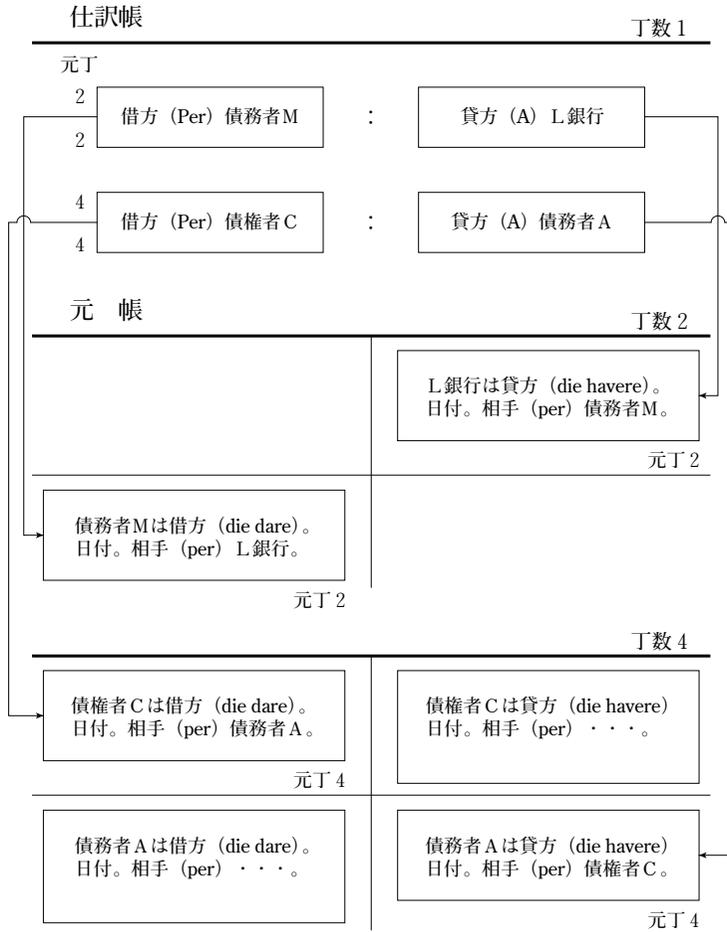
**per quel tale tuo creditoze a quel tale acbi lui li acōcia. e così vieni a far cōmutatione da vno
creditoze a unaltro e tu rīmani pure debitoze e uieni in q̄sto atto effere persona meçcana e cō
muna.**

しかし、Pacioloが例示するかぎりでは、仕訳帳に「日記帳」から移記されるとはかぎらない。したがって、元帳に転記されるのが省略されると同様に、日記帳に移記されるのも省略されたのかもしれない。しかし、想像するに、銀行に現金を預入れたり引下ろしたりするばかりか、まして、別の人に支払うように指図するのは、日々の取引事象を文章でメモ書きする番頭、店員、はては婦女子であろうはずもなく、したがって、これを指図するのは主人であるだけに、日記帳から移記されることはないのかもしれない。そうであるとしたら、常時、企業の開始後に日記帳から仕訳帳に移記されるとはかぎらない。場合によっては、直接に「仕訳帳」に記録されることもあったにちがいない。

31) Pacioli, Luca; *op cit*, Cap. 24 (f. 207L). 括弧内は筆者。

Vgl., Penndorf, Balduin; *a. a. O.*, S. 132.

参照, 片岡義雄著; 前掲書, 198頁。



- * 債務者M勘定の丁数は2と仮定。
- * 債権者C勘定の丁数は4と仮定。
- * 債務者A勘定の丁数は4と仮定。

図 9

このように、帳簿の見開きの左側ないし借方の面に「債務者（借主）」として記録されるのは、「債権の発生」と「債務の消滅」だけではない。「現金の収

入」または「商品の仕入」、はては「損失（費用）の発生」も記録される。右側ないし貸方の面に「債権者（貸主）」として記録されるのは、「債務の発生」と「債権の消滅」だけではない。「現金の支出」または「商品の売上」、はては「利益（収益）の発生」も記録される。帳簿の見開きの両面の左右対照に記録される。

本来、複式簿記は「初めに債権および債務の記録ありき」がら出発することに疑問の余地はない。債権の証拠書類として、「債務者（借主）」が記録されたはずである。債務の証拠書類として、「債権者（貸主）」が記録されたはずである。したがって、債権および債務を備忘するために、債務者A、Bに区別する債権、債権者C、Dに区別する債務が記録される「人名勘定」が開設されたものである。まずは、帳簿の見開きの両面に記録されたものである。

しかも、帳簿の見開きの左側ないし借方の面に記録されると同時に、右側ないし貸方の面に記録される、まさに左右対照に記録される。したがって、日々の取引事象を「債務者（借主）」と「債権者（貸主）」に分解して、現金の出納はもちろん、X商品、Y商品に区別する商品の売買が記録される「物財勘定」（material account）も開設される。はては損失（費用）の発生と利益（収益）の発生が記録される「名目勘定」（nominal account）までも開設される。人名勘定に記録するのと同様に、物財勘定でも名目勘定でも、「債務者（借主）」と「債権者（貸主）」に分解して、帳簿の見開きの両面の左右対照に記録されるのである。

それでは、日々の取引事象を「債務者（借主）」と「債権者（貸主）」に分解して、帳簿の見開きの両面の左右対照に記録されるのは、なぜであろうか。もはや、債権および債務を備忘するために記録されるだけではない。「債務者（借主）」と「債権者（貸主）」として記録しようとするのは、想像するに、債権および債務に対して、たとえば、現金の出納および商品の売買として、企業の開始後に保有する財産も管理するためではなかろうか。

たとえば、「債務者（借主）」として記録される「債権の発生」と「債務の消滅」によって招来されるのは、「現金の支出」または「商品の売上」。「債権者（貸主）」として反対記録される。「債権者（貸主）」として記録される「債務の

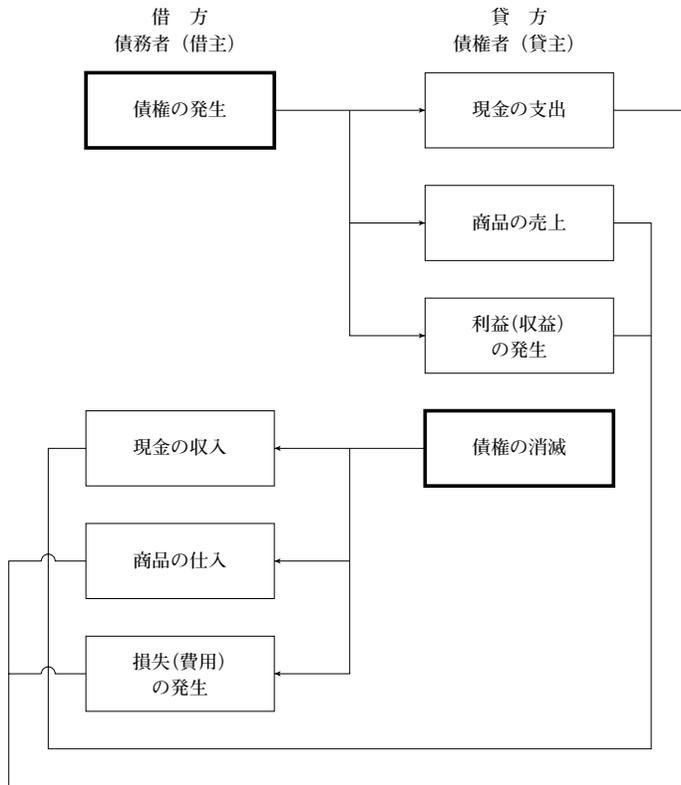
発生」と「債権の消滅」によって招来されるのは、「現金の収入」または「商品の仕入」。「債務者（借主）」として反対記録される。さらに、「債権者（貸主）」として記録される「現金の支出」が「商品の仕入」と直結する場合にも同様。「債務者（借主）」として反対記録される。「債務者（借主）」として記録される「現金の収入」が「商品の売上」と直結する場合にも同様。「債権者（貸主）」として反対記録される。したがって、帳簿の見開きの両面の左右対照に、日々の取引事象の金額、同額が記録して転記されるので、常時、帳簿の見開きの左側ないし借方の面に記録される合計と右側ないし貸方の面に記録される合計が一致する「貸借平均原理」が保証される。貸借平均原理が保証されることによって、企業の開始時、企業の開始後に保有する財産は管理しうるというわけである³²⁾。

もちろん、貸借平均原理が保証されるためには、人名勘定にも物財勘定にも記録されない「損失（費用）の発生」と「利益（収益）の発生」も反対記録されねばならない。「債務者（借主）」として記録される「債権の発生」と「債務の消滅」によって招来される「利益（収益）の発生」も「債権者（貸主）」として反対記録される。「債権者（貸主）」として記録される「債務の発生」と「債権の消滅」によって招来される「損失（費用）の発生」も「債務者（借主）」として反対記録される。さらに、「債権者（貸主）」として記録される「現金の支出」が「損失（費用）の発生」と直結する場合にも同様。「債務者（借主）」として反対記録される。「債務者（借主）」として記録される「現金の収入」が「利益（収益）の発生」と直結する場合にも同様。「債権者（貸主）」として反対記録される。したがって、「物財勘定」に記録される現金の収入または商品の仕入と現金の支出または商品の売上だけではない。「名目勘定」に記録される損失（費用）の発生と利益（収益）の発生までも、人名勘定に記録するのと同様に、「債務者（借主）」と「債権者（貸主）」として記録しようとする。反対記録されることによってこそ、貸借平均原理が保証されるからである。図10を参照。

32) 参照、山下勝治著；『近代簿記論』、千倉書房 1962年、4頁以降。

それだけではない。日々の取引事象は「債務者（借主）」と「債権者（貸主）」に分解して、仕訳帳に記録されるので、「仕訳帳に先行して記録される項目」が元帳に転記されると、「摘要欄」には、まずは、帳簿の見開きの左側ないし借方の面の冒頭に記録されるか、すでに記録されているなら、これを記録するのは省略して、日付を記録して区分されるが、「相手」を意味する前置詞を冠して、「仕訳帳に後続して記録される項目」、したがって、相手勘定が記録される。「仕訳帳に後続して記録される項目」についても同様。元帳に転記されると、「摘要欄」には、まずは、帳簿の見開きの右側ないし貸方の面の冒頭に記録されるか、すでに記録されているなら、これを記録するのは省略して、日付

仕訳帳



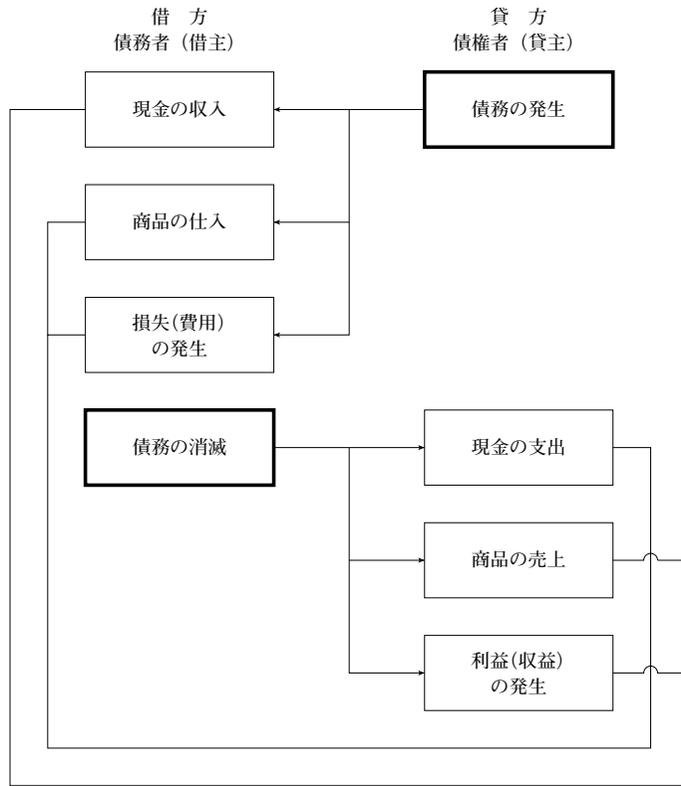


図10

を記録して区分されるが、これまた、「相手」を意味する前置詞を冠して、「仕訳帳に先行して記録される項目」、したがって、相手勘定が記録される。したがって、人名勘定の「貸借残高」はもちろん、物財勘定の「貸借残高」、たとえば、現金残高または商品残高、はては名目勘定の「借方合計」または「貸方合計」、たとえば、Pacioloが例示する「諸掛り経費勘定」、「家事費勘定」および「臨時費勘定」のように、損失（費用）合計または利益（収益）合計、場合によっては、名目勘定の「貸借残高」、たとえば、Pacioloは例示しないが、支

払利息と受取利息が収録される「利息勘定」のように、損失（費用）残高または利益（収益）残高がスムーズに計算されるだけではない。元帳の「摘要欄」に、相手勘定が記録されることによって、元帳に転記される取引事象がどのような理由で生じたかが判読されるだけでなく、貸借残高、借方合計または貸方合計にどのような理由で到達したかも判読されることから、これまた、企業の開始時、企業の開始後の財産を管理しようというわけである³³⁾。

したがって、人名勘定に記録するのと同様に、物財勘定でも名目勘定でも、「債務者（借主）」と「債権者（貸主）」に分解して、帳簿の見開きの両面の左右対照に記録されるのは、あくまで、「反対記録」されるためではなかろうか。反対記録されることによってこそ、貸借平均原理が保証されるからである。そうであるとしたら、物財勘定でも名目勘定でも、本来、「債務者（借主）」と「債権者（貸主）」が意味したところからは逸脱してしまい、もはや、帳簿の見開きの左側の面と右側の面を意味するだけの慣用として表現されるのにすぎないのではなかろうか³⁴⁾。したがって、「債務者（借主）」と「債権者（貸主）」に擬制するにしても、たとえば、現金は「現金出納係」に、商品は「商品売買係」に擬人化するまでもなかったのではなかろうか³⁵⁾。Paciolo自身、そのようには全く解説してもいない。

ところで、出資された「資本金」については、本来、「債務の発生」として、債権者（貸主）に埋没する「資本主」として記録されたものである。したがって、「資本主勘定」として、人名勘定に記録されたものである³⁶⁾。しかし、

33) 参照、拙稿；「簿記の歴史・覚え書」、『商学論集』（西南学院大学）、47巻1号、2000年6月、42頁。

34) 参照、山下勝治著；前掲書、36頁。

35) Vgl., Schweicker, Wolfgang; *Zweifach Buchhalten* ···, Nürnberg 1549, Bl. 5L.
なお、丁数が打たれてないので、筆者が便宜上、表紙の裏側から打った丁数、5Blattの左側の面Linkeと表現する。
参照、拙稿；「ドイツ簿記とイタリヤ簿記の交渉」、『商学論集』（西南学院大学）、50巻3号、2003年12月、9頁以降。

36) Vgl., Gottlieb, Johann; *Ein Teutsch verständig Buchhalten* ···, Nürnberg 1531, Bl. 14R.
なお、丁数が打たれてないので、筆者が便宜上、表紙の裏側から打った丁数、14Blattの右側の面Rechteと表現する。
参照、拙稿；「ドイツ固有の簿記の展開」、『商学論集』（西南学院大学）、48巻2号、2002年2月、38/44頁以降。

Pacioloが表現したことを想起してもらいたい。「現金は、『金銭または財布の中身』と理解される。資本金は、現在に保有する『財産の総体および本体』と理解される。この資本金は、常時、商人の元帳および仕訳帳の最初に、債権者（貸主）として記録されねばならない。この現金は、常時、債務者（借主）として記録されねばならない」¹⁷⁾と。

したがって、債務者（貸主）として記録されるにしても、「財産の総体および本体」と表現するかぎりでは、債務とは相違して、もはや、債権者（貸主）に埋没する資本主としては記録されないようである。あえて憶測するとして、財産の総体および本体は、利息を生み出す「元金」、利益を生み出す「元本」を表現するものと解釈するかぎりでは³⁷⁾、むしろ、「資本金」自体は企業にとって固有の意味を持つのではなからうか。まさに、「元金」ないし「元本」を表現する資本金であるとしたら、債務勘定、したがって、資本主勘定として記録されるのではなく、「資本金勘定」として記録されるにちがいない。

そうであるとしたら、損失（費用）および利益（収益）を集合する「損益勘定」は、「資本金勘定」からは独立して開設されるのではなからうか。債務勘定として、したがって、資本主勘定として記録されるとしたら、損失（費用）および利益（収益）は、損益勘定に集合することもなく、直接に資本主勘定に振替えられることも可能ではある。損益勘定が独立して開設される必要もない。利益（収益）は、資本主が享受する権利、したがって、資本主に対しては、最終的に「債務の発生」になるからである。損失（費用）は、資本主が負担する義務、したがって、資本主に対しては、最終的に「債務の消滅」になるからである。これに対して、損益勘定に計算される「純利益」または「純損失」は、元本に対する「資本の増加」または「資本の減少」として、最終的に資本金勘定に振替えられるまでは、「資本金」自体が企業にとって固有の意味を持つからこそ、「損益勘定」は、資本金勘定からは独立して開設されるにちがいない。出資された資本金はもちろん、追加出資および資本引出から峻別しようとしたら、なおさらではなからうか。

37) 参照、泉谷勝美著；『スムマへの径』、森山書店 1997年、161頁以降。